



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 規則

*66 和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則 （脱炭素政策課）..... 1

○ 告示

- 601 生活保護法による施術機関の指定 （社会福祉課）..... 8
- 602 生活保護法による指定医療機関の変更 （ " ）..... 8
- 603 生活保護法による指定介護機関の変更 （ " ）..... 8
- 604 生活保護法による指定施術機関の変更 （ " ）..... 9
- 605 指定障害福祉サービス事業者の指定 （障害福祉課）..... 9
- 606 " （ " ）..... 9
- 607 令和6年度及び令和7年度和歌山県試験研究機関電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 （研究推進課）..... 10
- 608 保安林の指定解除予定の通知 （森林整備課）..... 13
- 609 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 （ " ）..... 13
- 610 道路の位置の指定 （都市政策課）..... 13

○ 選挙管理委員会告示

*28 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部改正 14

○ 警察本部告示

3 放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 14

○ 公告

入札公告 （研究推進課）..... 16

規 則

和歌山県規則第66号

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則（平成19年和歌山県規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特定事業者） 第6条 条例第12条第1項の規則で定める特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。 (1) 県内に設置している全ての工場等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第3条第1項</p>	<p>（特定事業者） 第6条 条例第12条第1項の規則で定める特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。 (1) 県内に設置している全ての工場等（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第3条第1項に規定する工場等をいう。以下</p>

に規定する工場等をいう。以下同じ。)における化石燃料(省エネ法第2条第2項に規定する化石燃料をいう。)並びに他人から供給された熱(化石燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であって、当該熱のみを供給する者から供給されたものを除く。)及び電気(化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気のみを発生させる発電設備から発生する電気であって、当該電気のみを供給する者から供給されたものを除く。)の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号。以下「省エネ法施行規則」という。)第4条の規定により原油の数量に換算した量を合算した量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)が前年度において1,500キロリットル以上である事業者(次号に該当する事業者を除く。)

(2) 略

(排出抑制計画書等)

第7条 略

2 略

3 省エネ法第10条第1項、第13条第1項、第22条第1項又は第25条第1項の規定により指定された工場等(以下「エネルギー管理指定工場等」という。)を県内に有する特定事業者は、前項の排出抑制計画等報告書に、県内に有するエネルギー管理指定工場等に係る部分の省エネ法施行規則第36条に規定する報告書の写しを添付しなければならない。

(新車に係る温室効果ガスの排出の量その他の事項)

第12条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(3) エアコンディショナー(省エネ法施行規則第92条第1項第6号に規定するものをいう。)の冷媒の種類及びその使用量

(4)・(5) 略

(特定電気機器等)

第13条 条例第19条第1項の規則で定める特定電気機器等は、次に掲げるものとする。

(1) エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。)第18条第2号に規定するエアコンディショナーをいう。)

(2) 照明器具(省エネ法施行令第18条第3号に規定する照明器具をいう。)

(3) テレビジョン受信機(省エネ法施行令第18条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。)

(4) 電気冷蔵庫(省エネ法施行令第18条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。)

(5) 略

(エネルギー消費効率)

第14条 条例第19条第1項の規則で定める方法により算定した数値は、省エネ法第151条第1号の経済産業省令で定めるところにより算定した数値とする。

同じ。)における燃料(省エネ法第2条第2項に規定する燃料をいう。)並びに他人から供給された熱(省エネ法第2条第1項に規定する熱をいう。)及び電気(省エネ法第2条第1項に規定する電気をいう。)の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号。以下「省エネ法施行規則」という。)第4条の規定により原油の数量に換算した量を合算した量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)が前年度において1,500キロリットル以上である事業者(次号に該当する事業者を除く。)

(2) 略

(排出抑制計画書等)

第7条 略

2 略

3 省エネ法第7条の4第1項又は第17条第1項の規定により指定された工場等(以下「エネルギー管理指定工場等」という。)を県内に有する特定事業者は、前項の排出抑制計画等報告書に、県内に有するエネルギー管理指定工場等に係る部分の省エネ法施行規則第17条に規定する報告書の写しを添付しなければならない。

(新車に係る温室効果ガスの排出の量その他の事項)

第12条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(3) エアコンディショナー(省エネ法施行規則第48条第1項第6号に規定するものをいう。)の冷媒の種類及びその使用量

(4)・(5) 略

(特定電気機器等)

第13条 条例第19条第1項の規則で定める特定電気機器等は、次に掲げるものとする。

(1) エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。)第15条第2号に規定するエアコンディショナーをいう。)

(2) 蛍光灯のみを主光源とする照明器具(省エネ法施行令第15条第3号に規定する蛍光灯のみを主光源とする照明器具をいう。)

(3) テレビジョン受信機(省エネ法施行令第15条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。)

(4) 電気冷蔵庫(省エネ法施行令第15条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。)

(5) 略

(エネルギー消費効率)

第14条 条例第19条第1項に規定する方法により算定した数値は、省エネ法第80条第1号の経済産業省令に定める方法により算定した数値とする。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第7条関係）

排出抑制計画等報告書

和歌山県知事 様

年 月 日

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏名 〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

和歌山県地球温暖化対策条例第12条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
事業者の主たる業種	大分類 中分類
工場等の製造品出荷額等	()百万円/年度
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 ファクシミリ番号 電子メールアドレス

温室効果ガス排出量等	区 分		
	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出量 ①	(二酸化炭素換算) t-CO ₂	
	<input type="checkbox"/> 原単位排出量 ①/②		
	温室効果ガス排出量と 密接な関係を持つ値②	単位()	
温室効果ガスの削減量等	区 分	取組量等	二酸化炭素換算 ③
	森林の保全及び整備	二酸化炭素吸収量 t-CO ₂	
	再生可能エネルギー の利用	売電量 kWh	t-CO ₂
		熱供給量 GJ	t-CO ₂
	グリーン電力の購入	購入量 kWh	t-CO ₂
	その他		t-CO ₂
差引排出量(①-③)		t-CO ₂	
温室効果ガスの排出の抑制等に 関する措置の実施状況			
特記事項			

事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類	単位	()年度			
		使用量		販売した副生エネルギーの量	
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
原油(コンデンセートを除く。)	kl				
原油のうちコンデンセート(NGL)	kl				
揮発油	kl				
ナフサ	kl				
ジェット燃料油	kl				
灯油	kl				
軽油	kl				
A重油	kl				
B・C重油	kl				
石油アスファルト	t				
石油コークス	t				
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t			
	石油系炭化水素ガス	千m ³			
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t			
	その他可燃性天然ガス	千m ³			
石炭	輸入原料炭	t			
	コークス用原料炭	t			
	吹込用原料炭	t			
	輸入一般炭	t			
	国産一般炭	t			
	輸入無煙炭	t			
石炭コークス	t				
コールタール	t				
コークス炉ガス	千m ³				
高炉ガス	千m ³				
発電用高炉ガス	千m ³				
転炉ガス	千m ³				
その他の化石燃料	都市ガス()	千m ³			
産業用蒸気	GJ				
産業用以外の蒸気	GJ				
温水	GJ				
冷水	GJ				
小計	GJ				
電気	電気事業者	買電	千kWh		
	その他	上記以外の買電	千kWh		
		自家発電	千kWh		
	小計	千kWh			
合計GJ					
原油換算kl			㊟		㊿
対前年度比(%)					

※ 生石灰、ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造過程で石灰石又はドロマイトを使用する場合には、原料消費量も記載してください。

原料種類	単位	原料消費量
石灰石	t/年	
ドロマイト	t/年	

エネルギー管理指定工場等の一覧

指定の区分	工場等の名称	工場等所在地

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、楷書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 「工場等の製造品出荷額等」の欄には、当該年度の製造品出荷額等を記入すること。ただし、金額での表示が困難な場合には、必要に応じて、他の単位を用いて記入することができる。
- 4 「温室効果ガス排出量等」欄については、削減目標を立てるに当たって指標としているものを「区分」の欄のいずれかを選択し、該当する□にレ印又は■を記入すること。この場合において、「原単位排出量①／②」を選択した場合は「温室効果ガス排出量①」の値も記入すること。
- 5 「温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値②」の欄には、生産数量又は建物延床面積その他の温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を記入すること。
- 6 「特記事項」については、報告年度の数値が基準年度の数値よりも増加した理由（目標年度の最終年度に係る報告については、削減目標が達成できなかった理由を含む。）を記入すること。
- 7 エネルギー管理指定工場等を有している場合は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第36条に規定する報告書の写しを添付すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
海南柔新 6-06	山中瑛平	やまなか整骨院（柔道整復） 海南市大野中358-1	令和 6. 4. 17

和歌山県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	届出者の名称	指定事業所の 名 称	変更事項 (主たる事務所及び指定事業所の所在地)		変 更 年 月 日
			旧	新	
海南訪新 7-28	株式会社絆	訪問看護ステーション サポートセンターきず な	海南市日方1279-3 2 01号室	海南市日方1289-180 801号室	令和 5. 3. 10

和歌山県告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者 の名称	主たる事務所 の 所 在 地	指定事業所 の 名 称	指定事業所 の 所 在 地	サービ ス の 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

合同会社仁智	新宮市新宮5130-11	訪問看護ステーション仁智	新宮市下本町二丁目4-22	訪問看護・介護予防訪問看護	指定事業所の所在地	新宮市仲之町一丁目2-11	新宮市下本町二丁目4-22	令和2.12.1
株式会社ヤマシタ	静岡県島田市中河737	株式会社ヤマシタ田辺営業所	田辺市新庄町2915-328	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	指定事業所の所在地	田辺市宝来町25-16	田辺市新庄町2915-328	令和6.3.25
さくら薬局株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	さくら薬局橋本高野口店	橋本市高野口名古曾916-4	居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	令和6.4.1
さくら薬局株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	さくら薬局伊都笠田東店	伊都郡かつらぎ町笠田東174-4	居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	令和6.4.1
さくら薬局株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	さくら薬局伊都九度山店	伊都郡九度山町九度山788-4 メゾンプラクミン1F	居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	令和6.4.1

和歌山県告示第604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	氏 名	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
		旧	新		
岩は新15-03	村垣真規子	エース鍼灸院	ハート鍼灸院	岩出市西国分117-103	令和6.4.1

和歌山県告示第605号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年6月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
3011000944	就労B型事業所 ばる	橋本市小峰台二丁目10-2	就労継続支援B型	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	令和6.6.1

和歌山県告示第606号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年6月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012250886	田辺すみれ訪問ケアステーション	田辺市城山台5番1号	居宅介護	特定なし	医療法人研医学会田辺中央病院	田辺市南新町147番地	令和6.6.1

和歌山県告示第607号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和6年度及び令和7年度和歌山県試験研究機関電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年6月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

令和6年度及び令和7年度和歌山県試験研究機関電力調達

- ア 和歌山県農業試験場
 予定契約電力 52kW 予定調達電力量 167,166kWh
 - イ 和歌山県農業試験場暖地園芸センター
 予定契約電力 60kW 予定調達電力量 127,362kWh
 - ウ 和歌山県果樹試験場
 予定契約電力 75kW 予定調達電力量 119,684kWh
 - エ 和歌山県果樹試験場かき・もも研究所
 予定契約電力 49kW 予定調達電力量 55,298kWh
 - オ 和歌山県果樹試験場うめ研究所
 予定契約電力 63kW 予定調達電力量 115,449kWh
 - カ 和歌山県畜産試験場
 予定契約電力 38kW 予定調達電力量 131,004kWh
 - キ 和歌山県畜産試験場養鶏研究所
 予定契約電力 21kW 予定調達電力量 44,097kWh
 - ク 和歌山県林業試験場
 予定契約電力 48kW 予定調達電力量 73,637kWh
 - ケ 和歌山県水産試験場
 予定契約電力 153kW 予定調達電力量 388,973kWh
 - コ 和歌山県水産試験場内水面試験地
 予定契約電力 47kW 予定調達電力量 135,718kWh
- 合計（1年間）予定調達電力量 1,358,388kWh

(2) 契約期間

令和6年10月1日から令和7年9月30日までの1年間（令和6年10月1日から契約ができない場合は、契約

を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和7年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条第1号から第5号まで、第8号及び第9号の要件を満たす者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(4) 申請日において、和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針（令和6年4月1日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの一般競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあっては、2の（3）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びスの書類については代表者が、イからクまで並びにサ及びシの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 2の（2）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類

の写し

ケ 2の(3)の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の(4)の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約
評価項目報告書（以下「電力調達契約評価項目報告書」という。）及びその内容を確認できる資料

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1)のアからウまで及びコ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からス（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和6年6月7日（金）から同月24日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 要綱の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）18物品調達（小分類）1物品販売」に記載されていることが確認できる書類をもって、(1)のウからキまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年6月7日（金）から同月20日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県農林水産部農林水産政策局研究推進課（以下「研究推進課」という。）に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4)の質問に対する回答は、令和6年6月27日（木）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、研究推進課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/070109/index.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和6年6月7日（金）から同月28日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、書留郵便により令和6年6月28日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

研究推進課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2863

ファクシミリ番号 073-433-3024

なお、3の(5)の研究推進課のホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和6年7月10日（水）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明は、令和6年7月16日（火）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、令和6年7月19日（金）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第608号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和6年6月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市本宮町久保野字仲番908の2、912の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第609号

令和6年和歌山県告示第440号（以下「告示第440号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を古座川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年6月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
 - 奥一郎
 - 上地正吾
 - 上地清士
 - 沖勇
 - 上根義男
 - 南新二
 - 山口久雄
 - 田中政視
 - 山口雅夫
 - 芝清二
 - 沖竜
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
 - 告示第440号のとおり

和歌山県告示第610号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年6月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3667	有田郡湯浅町大字湯浅字藪田2204番1の一部	和歌山市岩橋1632番地1 スミカ株式会社 代表取締役 吉松三喜	令和 6.5.27	5.00	35.00
------	------------------------	----------------------------------------	--------------	------	-------

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第28号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年6月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第2項の表中

社会福祉法人守皓会特別養護老人ホーム 愛宕苑	有田市港町9番地1	を
社会福祉法人守皓会ケアハウス 愛 宕 苑	有田市港町9番地1	
社会福祉法人守皓会特別養護老人ホーム 愛 宕 苑	有田市港町9番地1	に改める。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年6月7日

和歌山県警察本部長 野 本 靖 之

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

(3) 調達役務の仕様等

放置車両確認事務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
 - (4) 国税、都道府県税及び社会保険料に未納がない者であること。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けていない者であること。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
 - (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
 - (9) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。
 - (10) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。
 - (11) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この総合評価一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書（定款を添付すること。）
 - ウ 誓約書
 - エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - オ 所在地見取図
 - カ 一般競争入札参加資格審査申請提出書類確認書
 - キ 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
 - ク 次に掲げる税金等に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
 - （ア）法人税並びに消費税及び地方消費税
 - （イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目
 - （ウ）社会保険料の滞納がない旨の証明（提出日直近1年分）
 - ケ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）
 - コ 和歌山県公安委員会から交付を受けた2の（11）の登録に係る登録通知書又は登録更新通知書の写し
 - サ 駐車監視員資格者証の写し
 - (2) （1）のアからカまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和6年6月7日（金）から同年7月18日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年6月7日（金）は午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で配布を行う。
 - (3) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年6月7日（金）から同月24日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年6月7日（金）は午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センターに対して所定の書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3 (1) に掲げる申請書類は、令和6年6月7日（金）から同月27日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年6月7日（金）は午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に提出すること。

郵便により提出する場合は、書留郵便で令和6年6月27日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させること。

5 資格審査申請書類の配布及び提出場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

和歌山市西1番地 交通センター2階

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0356

ファクシミリ番号 073-475-0359

メールアドレス e840300@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和6年7月5日（金）までに通知する。

7 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和6年7月16日（火）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和6年7月18日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告**入 札 公 告**

令和6年度及び令和7年度和歌山県試験研究機関電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年6月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

令和6年度及び令和7年度和歌山県試験研究機関電力調達

ア 和歌山県農業試験場

予定契約電力 52kW 予定調達電力量 167,166kWh

イ 和歌山県農業試験場暖地園芸センター

予定契約電力 60kW 予定調達電力量 127,362kWh

ウ 和歌山県果樹試験場

予定契約電力 75kW 予定調達電力量 119,684kWh

エ 和歌山県果樹試験場かき・もも研究所

予定契約電力 49kW 予定調達電力量 55,298kWh

オ 和歌山県果樹試験場うめ研究所

予定契約電力 63kW 予定調達電力量 115,449kWh

カ	和歌山県畜産試験場	予定契約電力	38kW	予定調達電力量	131,004kWh
キ	和歌山県畜産試験場養鶏研究所	予定契約電力	21kW	予定調達電力量	44,097kWh
ク	和歌山県林業試験場	予定契約電力	48kW	予定調達電力量	73,637kWh
ケ	和歌山県水産試験場	予定契約電力	153kW	予定調達電力量	388,973kWh
コ	和歌山県水産試験場内水面試験地	予定契約電力	47kW	予定調達電力量	135,718kWh
	合計（1年間）	予定調達電力量		1,358,388kWh	

(2) 調達の場所

- ア 和歌山県農業試験場 紀の川市貴志川町高尾160
- イ 和歌山県農業試験場暖地園芸センター 御坊市塩屋町南塩屋724
- ウ 和歌山県果樹試験場 有田郡有田川町奥751-1
- エ 和歌山県果樹試験場かき・もも研究所 紀の川市粉河3336
- オ 和歌山県果樹試験場うめ研究所 日高郡みなべ町東本庄1416-7
- カ 和歌山県畜産試験場 西牟婁郡すさみ町見老津1
- キ 和歌山県畜産試験場養鶏研究所 日高郡日高川町船津1090-1
- ク 和歌山県林業試験場 西牟婁郡上富田町生馬1504-1
- ケ 和歌山県水産試験場 東牟婁郡串本町串本1557-20
- コ 和歌山県水産試験場内水面試験地 紀の川市桃山町調月32-3

(3) 仕様等

仕様書（1）から（10）までによる。

(4) 契約期間

令和6年10月1日から令和7年9月30日までの1年間（令和6年10月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和7年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和6年和歌山県告示第607号に規定する令和6年度及び令和7年度和歌山県試験研究機関電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県農林水産部農林水産政策局研究推進課（以下「研究推進課」という。）

(2) 期間

令和6年6月7日（金）から同月24日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3（1）に同じ。

なお、研究推進課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/070109/index.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和6年6月7日（金）から同月20日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間において、研究推進課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和6年6月27日（木）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の研究推進課のホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館5階 農林水産部会議室

イ 入札日時

令和6年7月18日（木）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、この一般競争入札の参加資格があることが確認できる書類を持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることが確認できる書類を同封の上、書留郵便により令和6年7月17日（水）午後5時までに研究推進課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムと

して納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、研究推進課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない研究推進課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

研究推進課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2863 (直通)

ファクシミリ番号 073-433-3024

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Total electricity about 1,358,388kWh to use at the Wakayama Prefectural Institutes for Agriculture, Forestry and Fisheries

- (2) Date and time for tender :

2:00 p.m. 18 July 2024 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 17 July 2024)

- (3) Contact point for the notice :

Research Promotions Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2863

FAX 073-433-3024